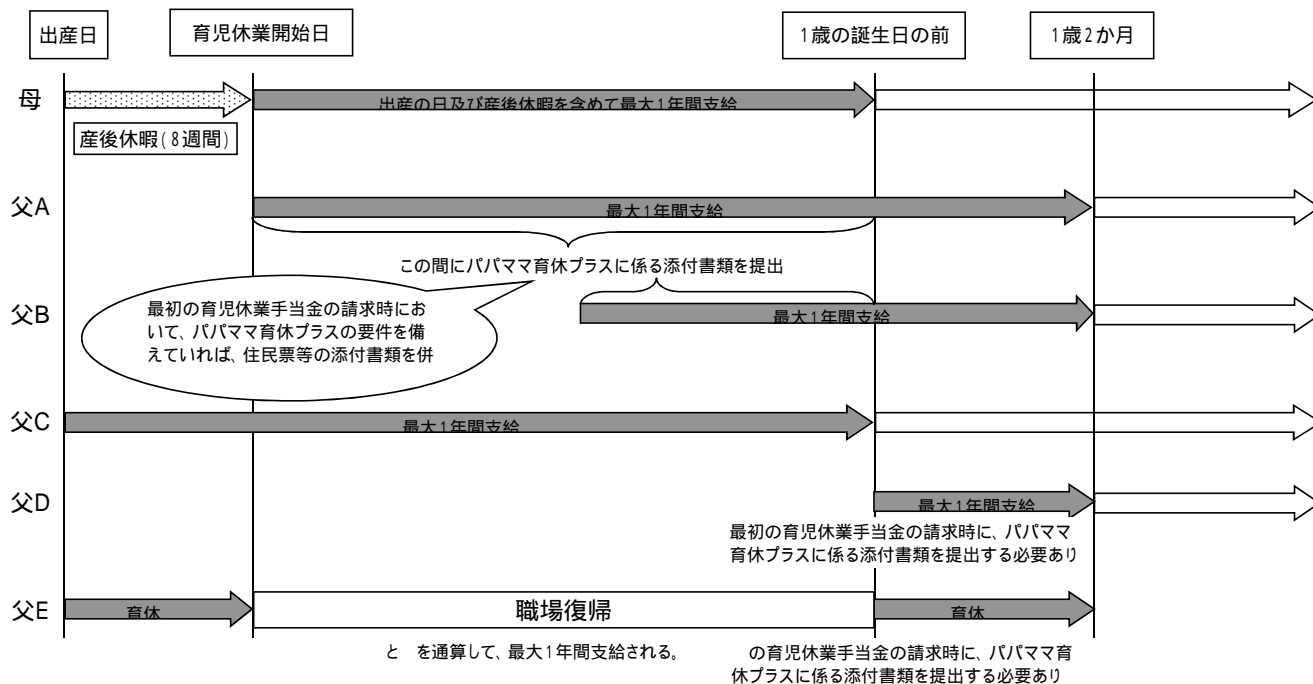


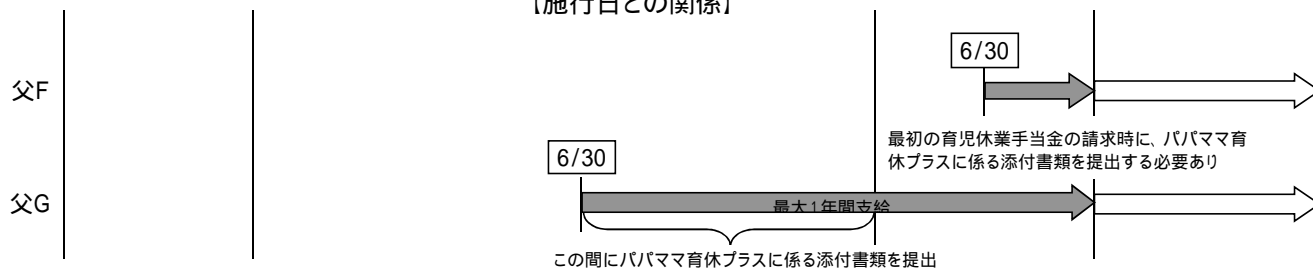
改正後の育児休業手当金について

【一般的な事例】



1歳2か月までの間において、母は出産の日及び産後休暇を含んで最大1年間、父は最大1年間、それぞれに支給される。

【施行日との関係】



父F、Gについては、施行日(6/30)時点で要件を備えている(妻が子が1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業を取得している)ため、その後の期間について、育児休業手当金の支給が可能である。

【職場復帰との関係】

